

2025 年日本国際博覧会  
廃棄物管理及び廃棄物収集運搬処分業務  
仕様書

## 1. 業務名

- (1) 廃棄物管理業務
- (2) 廃棄物収集運搬及び処分業務

## 2. 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が開催する2025年日本国際博覧会の会場（以下「博覧会会場」という。）から発生する廃棄物の管理においては、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして持続可能な社会を共創していくレガシーとなるため、廃棄物を発生させない取り組み、発生した廃棄物の資源循環・リサイクルへの取り組みが重要である。

そこで、本万博に集う来場者、参加者、博覧会協会、すべての人々が協力しあい、「共に新しい未来をつくる」という参加型の取り組み、見える化による普及啓発等を実施することで人々の意識・行動変容を促し、来場者が博覧会会場で快適な時間を過ごすための美観の維持、環境負荷の軽減、さらには、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献を実現する。

## 3. 履行期間

- ① 廃棄物管理業務：  
契約締結日から2025年10月31日(金)まで（2024年2月頃契約予定）
- ② 廃棄物収集運搬業務：  
契約締結日から2025年10月20日(月)まで（2024年11月頃契約予定）
- ③ 廃棄物処分業務：  
契約締結日から2025年10月20日(月)まで（2024年11月頃契約予定）

## 4. 業務内容

### (ア) 廃棄物管理実施計画書、作業マニュアル作成業務及び研修実施

博覧会の会期前、会期中、会期後にいたる廃棄物（建設・解体工事から発生する廃棄物を除く）の処理をはじめとした管理業務を確実に遂行できるよう以下の業務を行うこと。

#### ① 廃棄物管理実施計画書

博覧会会場内から発生する廃棄物管理の内容を整理し、実施計画書を策定すること。  
なお、策定にあたっては、次の各項目にかかる計画を必ず含めること。

- ・ 廃棄物の分別区分・分別基準・処理フローの整理

※処理フローにあっては、本契約にあたり事前に提案された各廃棄物のリサイクル等の内容、処分費用、及び運搬費用の調査結果を踏まえ、博覧会協会と協議の上、決定することとする。

- ・ 廃棄物管理に必要な資機材と消耗品の整理
- ・ 廃棄物管理の業務領域別（サブストックヤード、メインストックヤード、清掃管理センター）の作業内容の整理（時期別・時間帯別）

② 作業マニュアル

廃棄物管理業務の遂行にあたり、目的、役割を整理し、作業員（ボランティアを含む）の統一对応のみならず、効率化、属人化の回避を踏まえて作成すること。

なお、策定にあたっては、次の項目にかかる計画を必ず含めること。

・教育、研修

③ 研修実施

作業員（ボランティアを含む）に対し、前述②で作成した作業マニュアルに沿った教育、研修を博覧会協会と協議の上実施すること。

(イ) 清掃管理センター廃棄物管理業務

博覧会会場内に設置された清掃管理センター（2ヶ所）にて以下の業務を行うこと。

なお、2ヶ所のうちいずれかで実施することを想定しており、業務場所については、別途、博覧会協会と協議の上で決定すること。

① 公式参加者、非公式参加者及び一般営業参加者（以下「参加者」という。）並びに会場内の各事業者（以下「参加者等」という。）からの廃棄物処理に関する相談があった際は、適正な処理が遂行されるようアドバイスするとともに、博覧会協会が指定する分別区分の適正な分別指導、サブストックヤードで受け入れしていない廃棄物に対して適正に処理できる業者の紹介を行うこと。

② 各サブストックヤードにて計量した廃棄物の数量を、分別区分別、排出者別に管理し、博覧会協会に計量日分の管理したものを少なくとも計量日翌日の早期に博覧会協会に1回報告を行うとともに、排出した廃棄物の数量に基づく処理費用を参加者等へ請求すること。請求した処理費用について、別途博覧会協会と協議して指定する期日までに参加者等からの支払がなされない場合には、当該未回収債権の督促及び回収の責任を負う。なお、参加者等に対する処理費用の請求業務（未回収債権の督促及び回収業務は含まれない）について、今後、他業務を含めた請求事務の方法等に係る検討を博覧会協会が行う予定であるため、これと協議及び連携して対応すること。

③ メインストックヤードにて計量した廃棄物数量を分別区分別、搬出先別に管理し、博覧会協会に報告を行うこと。

④ 産業廃棄物については、電子マニフェスト登録を行い、管理すること。

⑤ 廃棄物処理業者、再生処理業者との連絡調整を図り、廃棄物が適正に処理されるよう確認を行うこと。

⑥ サブストックヤード、メインストックヤードにおける業務状況を的確に把握するとともに、各施設における資機材の管理及び故障時の修理手配等、各施設の運営が円滑に進められるよう必要な調整を行うとともに、廃棄物管理各施設の鍵管理を行うこと。

(ウ) サブストックヤード業務

博覧会会場内に設置された 11 ヶ所のサブストックヤードにて以下の業務を行うこと。

- ① 廃棄物の受け入れ
  - a. 参加者等が持ち込んできたごみ、3R ステーションから回収したごみを受け入れること。
  - b. 受け入れにあたり、分別区分が遵守されているかを確認すること。
  - c. 確認の結果、必要に応じて簡易の分別を行うとともに、再分別が必要なごみの排出者（持ち込み者を含む）には、適切な分別を行ったうえで持ち込むよう指導すること。
  - d. 飲料ビン、飲料缶、ペットボトル等に内容品の残留がある場合、内容品を廃棄すること。
- ② 廃棄物の計量
  - a. 排出者別、受け入れした際の分別区分ごとに計量を行うこと。
  - b. 3R ステーションから回収したごみを分別区分ごとに計量を行うこと。
  - c. 生ごみについては、生ごみ回収容器に参加者名と数量を記載し、プレハブ冷蔵庫に保管すること。
  - d. 計量結果を清掃管理センターに当日管理したものを少なくとも翌日早期に 1 回報告すること。
- ③ 計量済みの廃棄物を分別区分ごとに仕分けし、メインストックヤードへの回送の準備を行うこと。
- ④ サブストックヤードで使用する資機材の洗浄を行い、数量を管理すること。不足する場合は、清掃管理センターに依頼して、補充を図ること。
- ⑤ サブストックヤードにおける清掃活動を行い、衛生環境の維持を図るとともに、業務が円滑に遂行できるよう努めること。

#### (エ) 3R ステーション巡回回収業務

サブストックヤードを起点とし、博覧会会場内の約 50 ヶ所の 3R ステーションを巡回し、廃棄物の回収を行うこと。

- ① ごみ箱が溢れることが無いように 3R ステーションを巡回し、回収を行うこと。
- ② 巡回に際して、台車等を使用する場合は、来場者の安全を確保するとともに、騒音等を発生させないこと。また、回収した廃棄物が巡回時に園路に散乱することを防止するとともに、来場者から見えないようにダストカート等に収納したうえで回収すること。なお、内燃機関を使用した車両を使用してはならない。
- ③ 巡回時に 3R ステーションの清掃活動を実施すること。
- ④ 会期前に、3R ステーションにごみ箱を配置し、博覧会協会と協議の上、分別区分に合わせた表示（ピクトグラム等）を行うこと。
- ⑤ 会期前は、廃棄物を投入できないようにごみ箱を封鎖すること。会期後は、3R ステーションに廃棄物の不法投棄を防止するため、ごみ箱を封鎖するとともに、速や

かに3Rステーションを撤去すること。

(オ)会場内集約業務

サブストックヤードを巡回し、廃棄物をメインストックヤードに集約すること。

- ① サブストックヤードが溢れることが無いようにサブストックヤードを巡回し、集約を行うこと。
- ② 巡回に際して、テールゲート付きバンボディ車両を使用し、会場内走行時に廃棄物が散乱しないように配慮すること。なお、開場時間内のリング内において、内燃機関を使用した車両を使用してはならない。
- ③ 参加者が排出した生ごみについては、日本館バイオガス発電施設、メタネーション施設にそれぞれ1トン/日を回送すること。回送する時間、数量、荷姿については、受け入れ先施設と協議の上 決定する。
- ④ 会場内集約・輸送は、特別規則7号のガイドラインに記載されている場内貨物取扱指定事業者を使用すること。

(カ)メインストックヤード業務

サブストックヤードから廃棄物を集約し、博覧会会場内の再生処理施設での再生処理や博覧会会場外の再生を含む処理施設に搬出するための準備作業を実施すること。

- ① 燃やすごみ（事業系一般廃棄物）は、ヤード内に集積し、博覧会協会から指定された一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。
- ② 生ごみは、博覧会会場内の処理施設（日本館、メタネーション）に一部を配送し、メインストックヤード内に堆肥化処理装置（3トン/日）を設置し、そこで堆肥化処理を行うこと。また、残りは博覧会会場外の堆肥化処理施設にて堆肥化を行うこと。
- ③ その他の廃棄物は、分別区分ごとに分別されていることを確認し、それぞれを再生処理施設にて再生処理を行うこと。詳細は、別途特記仕様書に記載する。
- ④ 分別されていない廃棄物は、可能な限り再生処理ができるように再分別を行うこと。
- ⑤ 再生処理が出来ない廃棄物は、事業系一般廃棄物または産業廃棄物に分別して適正に処理を行うこと。
- ⑥ メインストックヤードから排出する廃棄物については、その品目と数量を計量し、清掃管理センターに当日管理したものを少なくとも翌日早期に1回報告すること。
- ⑦ 空になった生ごみ回収容器の洗浄を行い、サブストックヤードに返送すること。
- ⑧ メインストックヤードにおける清掃活動を行い、衛生環境の維持を図るとともに、業務が円滑に遂行できるよう努めること。

(キ)博覧会会場外搬出管理業務

メインストックヤードから廃棄物及び有価物を処理施設（大阪広域環境施設組合の処理施設を除く）に搬出すること。

- ① メインストックヤードが溢れることが無いように適宜搬出を行うこと。
- ② 搬出に際して、博覧会会場内に廃棄物が散乱しないように配慮すること。

- ③ 処理施設への輸送方法を明確にし、1回あたりの輸送に対する輸送数量の見込み及びCO<sub>2</sub>排出見込みについても明確にすること。
- ④ 博覧会会場内から処理施設（大阪広域環境施設組合の処理施設を除く）までの収集運搬にあたり、特別規則7号のガイドラインの記載に基づき、車両への搬出積込作業には場内貨物取扱指定事業者を使用すること。

(ク)設備、資機材、消耗品の確保

廃棄物管理業務に必要となる設備、台車等の資機材、その他消耗品は、受託者の責任において確保するとともに、修理、メンテナンスも受託者の責任において実施すること。なお、運営参加（協賛）にて博覧会協会が貸与を受けている物品の修理、メンテナンスについては、協賛者において実施するものもあり、別途博覧会協会と協議の上、対応すること。また、調達にあたっては、本博覧会の「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。

(ケ)収集運搬、処分

- ① 廃棄物管理業務特記仕様書「4. 分別区分 見積積算用排出量想定」及び「5. 分別区分別処理」において、博覧会会場外の処理業者への処理費用を含めた効率的・効果的な収集運搬及び処分について提案するとともに、各事業者と連携して業務を進めること。
- ② 廃棄物管理業務特記仕様書「4. 分別区分」及び「5. 分別区分別処理」を参考に、持続可能性に配慮した処理を行うこと。処理に応じて分別区分を増やす提案も可能とする。
- ③ 博覧会協会が検討しているリサイクル・堆肥化等の収集運搬・処分については、博覧会協会が指定する事業者と協力し業務を行うこと。分別区分が増える場合、協議の上、協力すること。

(コ)その他

- ① 廃棄物管理施設（清掃管理センター、各サブストックヤード、3Rステーション、メインストックヤード）及びその周囲における衛生環境管理を受託者の責任において行うこと。廃棄物管理施設から発生する臭気等に対して、来場者及び周囲から苦情があった場合、受託者が責任をもって対応すること。
- ② 博覧会会場内において、人々の意識・行動変容を促すことができるような参加型の取り組みや見える化等による普及啓発や廃棄物に関する調査等に協力すること。
- ③ 8. 成果物（ア）③報告書作成にあたって、博覧会協会との協議に基づいて排出量等の必要な情報の収集及びとりまとめを行うこと。
- ④ 博覧会協会が別途契約する清掃事業者等と必要に応じて連携・協力し業務を行うこと。

## 5. 法令、規則等の遵守

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ、「労働基準法」、「労働安全衛生法」その他本業務に関する法令、条例、規則並びに本博覧会に関する一般規則、特別規則、ガイドライン等の諸規則を遵守するものとする。

## 6. 保険の付保

受託者は、「雇用保険法」「労働者災害補償保険法」「健康保険法」の定めるところにより、労働者の雇用形態に応じ、労働者を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。受託者は、本業務に従事する者が業務によって生じた負傷、疾病、死亡、その他の事故に対して責任を有するものとする。

## 7. 特記仕様書

本仕様書に示すほか、資機材等の詳細については、別途特記仕様書で示すものとする。

## 8. 成果物

### (ア) 成果物

- ① 実施計画策定調査報告書
- ② 作業マニュアル
- ③ 委託業務完了後、本業務をとりまとめた報告書（内容、形式は博覧会協会と協議の上で決定する。）
- ④ 成果に至る参考資料、各種研修時に使用した通知文や研修テキスト等
- ⑤ 記録写真及び映像

### (イ) 提出期限及び部数

- ① 提出期限
  - ・(ア) ①については、2024年4月30日(火)とする。
  - ・(ア) ②については、2024年8月16日(金)とする。
  - ・(ア) ③、④、⑤については、2025年10月31日(金)とする。
- ② 提出部数
  - ・正1部、副3部及び電子データ(DOCファイル、PDFファイル等)

### (ウ) 成果物の取り扱い

- ① 業務実施に伴う成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿、写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、博覧会協会に帰属するとともに、本業務終了後においても博覧会協会が自由に無償で使用できるものとする。
- ② 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等を保有する者の了承を得て使用す

ること。

- ④ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は博覧会協会に生じた損害を賠償しなければならない。

## 9. 特記事項

### (ア) 機密保護・個人情報保護

- ① 個人情報の取り扱いにおいては、個人情報の保護の重要性を充分認識し、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ② 本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。受注者は、そのために必要な措置を講ずるものとする。なお、契約期間終了又は解除後も同様とする。
- ③ 当業務の遂行の過程で得られた記録等を含む資料及びデータを博覧会協会の許可無く第三者に閲覧、複写、貸与 又は、譲渡してはならない。
- ④ 本業務の遂行のために博覧会協会が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的に使用しないこと。これらの資料及びデータ等は、当業務終了までに適切に処分し、情報を適切に処分したことが分かる物を提出すること。
- ⑤ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を充分認識し、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

### (イ) 権利の帰属

選定結果に第三者が権利を有する著作物等の権利侵害が含まれている場合は、当該著作権等の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと。

### (ウ) 再委託

- ① 本業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を明記した書面を提出し、博覧会協会の承認を受けること。なお、再々委託については認めない。
- ② 再委託する範囲は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において速やかに解決すること。

### (エ) その他

- ① 受注者は、当業務の履行中において博覧会協会又は第三者に害を及ぼした場合、博覧会協会又は第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。
- ② この仕様の内容に疑義が生じた場合、また業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ博覧会協会と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度博覧会協会と受注者が協議の上定める。
- ③ 当業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持を徹底するとともに、電子データにパスワード設定をする等、万全なセキュリティ対策を講じること。

④ 当業務において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

以上

## 廃棄物管理業務特記仕様書

この特記仕様書は、廃棄物管理業務仕様書に示した仕様のうち、受託者が業務遂行に当たって必要となる諸元等について示すものである。

### 1. 廃棄物排出量の推計値

種別	排出量の推計値	
	排出量(会期合計)	来場者あたり原単位
アルミ缶	15.77 トン	0.56 g /人
スチール缶	27.03 トン	0.96 g /人
びん	611.50 トン	21.68 g /人
業務用缶	45.05 トン	1.60 g /人
ペットボトル	621.63 トン	22.04 g /人
プラスチック類	559.69 トン	19.85 g /人
段ボール	1,711.74 トン	60.70 g /人
紙類	110.36 トン	3.91 g /人
生ごみ	1,501.15 トン	53.23 g /人
廃食用油	110.36 トン	3.91 g /人
可燃ごみ	4181.38 トン	148.28 g /人
不燃ごみ	212.84 トン	7.55 g /人
合計	9,708.51 トン	344.27 g /人

- ・上記表の推計値は廃棄物の削減対策を講じなかった場合の推計値である。
- ・削減対策を講じた後の推計値に関しては、2023 年度末までに公表予定であり、博覧会協会が適宜その情報提供を行う。

### 2. 来場者数見込み

来場者数見込み：2,820 万人

### 3. 廃棄物関連諸施設の運営時間

	期間	運営時間
会期前 (準備期)	2025 年 1 月 13 日(月)から 3 月 31 日(月)	9:00~17:00 (土日祝休)
会期前	2025 年 4 月 1 日(火)から 4 月 12 日(土)	9:00~17:00 (休日なし)
会期中	2025 年 4 月 13 日(日)から 10 月 13 日(月)	8:00~23:00 (休日なし)
会期後	2025 年 10 月 14 日(火)から 10 月 20 日(月)	9:00~17:00 (休日なし)

- ・準備期は、サブストックヤードは、11ヶ所中1ヶ所のみ運営する。
- ・会期中は、運営時間外においても廃棄物の集約、搬出業務を実施する。また、リング内のサブストックヤードからの廃棄物集約は、原則として開場時間外とする。
- ・会期前（準備期）開始時期については、清掃員詰所やストックヤード等の清掃・廃棄物関連施設の引き渡し見込み時期により設定しているが、これら施設の引き渡し時期が遅れた場合には、開始時期は遅延する。

#### 4. 分別区分

No.	分別区分	参加者	来場者	見積積算用 排出量(想定)
1	飲み残し水	-	●	
2	生ごみ	●	●	1,501.15 トン
3	廃食用油	●	-	110.36 トン
4	業務用缶	●	-	45.05 トン
5	缶(アルミ缶・スチール缶)	●	●	42.80 トン
6	びん	●		611.50 トン
7	ペットボトル	●	●	573.97 トン
8	ペットボトルキャップ	[●]	[●]	47.66 トン
9	発泡スチロール・発泡トレイ	●	●	5.64 トン
10	プラスチック類	●		505.17 トン
11	[堆肥化可能な食器類]	[●]	-	97.77 トン
12	段ボール	●	-	1,711.74 トン
13	紙類	●	●	110.36 トン
14	[紙おむつ]	-	[●]	1.84 トン
15	汚泥(グリストラップ)	●	-	1.84 トン
16	木製パレット	●	-	25.50 トン
17	[割り箸(木材)]	[●]	-	17.21 トン
18	燃やすごみ (事業系一般廃棄物)	●	●	4086.12 トン
19	燃やさないごみ	-	●	212.84 トン
20	混合廃棄物	●	-	
		14[17]区分	8[10]区分	9,708.51 トン

- ・[ ]については、現在分別を検討している事項である。
- ・見積積算用排出量(想定)については、運営期間中に分別区分する各廃棄物が発生することを保証するものではない。
- ・8 ペットボトルキャップは、マテリアルリサイクルが困難な場合には 10 プラスチック

類と合わせて回収し、処理する。

- ・ 11[堆肥化可能な食器類]は、販売使用する参加者のみ分別回収する。また、堆肥化可能な食器類の中で、さらに分別を行う可能性がある（生分解プラスチックとその他、等）。
- ・ 14[紙おむつ]は、休憩所等の特定の施設にて回収しリサイクルを行うが、困難な場合には 18 燃やすごみと合わせて処理する。
- ・ 17[割り箸]は、販売使用する参加者のみ分別回収しリサイクルを行うが、困難な場合には 18 燃やすごみと合わせて処理する。

※当該公募において、生ごみ、ペットボトル、堆肥化可能な食器類、紙類、紙おむつ、割りばし（木材）、燃やすごみの収集運搬及び処分業務は含まないので注意すること

## 5. 分別区分別処理

分別区分	処理
生ごみ (堆肥化不可能なものを除く)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 参加者に生ごみ回収容器(ウエイストペール)を貸与すること。</li> <li>② 回収容器ごと参加者から受け入れし、その際に空の回収容器を貸与すること。</li> <li>③ 参加者排出分から1トン/日を日本館に配送すること。</li> <li>④ 参加者排出分から1トン/日をメタネーション施設に配送すること。</li> <li>⑤ 博覧会会場内に堆肥化処理装置を設置して、3トン/日を堆肥化(堆肥または一次発酵)すること。</li> <li>⑥ ⑤での処理後物(堆肥化物)について、堆肥として引き渡す等の対応を行うこと。</li> <li>⑦ ③～⑥以外は、博覧会会場外の処理業者にて堆肥化を行うこと。※博覧会協会が指定する処理業者により堆肥化を行う場合は、博覧会協会と協議の上、個別に保管、引き渡す等の対応を行うこと。</li> <li>⑧ 回収した回収容器は、洗浄して貸与の準備を行うこと。</li> </ol>
廃食用油	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 参加者に回収容器(ペール缶)を貸与すること。</li> <li>② 回収容器ごと参加者から受け入れし、その際に空の回収容器を貸与すること。</li> <li>③ 回収容器ごと処理業者に配送し、リサイクルを行うこと。</li> <li>④ 回収容器は、洗浄等によるリユースできる容器を準備すること。</li> </ol>
業務用缶	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 内容品が入っていないことを確認すること。</li> <li>② 処理業者に配送すること。</li> <li>③ 処理業者にて、マテリアルリサイクルを行うこと。</li> </ol>
缶(アルミ缶・スチール缶)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 内容品が入っていないことを確認すること。</li> <li>② 処理業者に配送すること。</li> <li>③ 処理業者にて、マテリアルリサイクルを行うこと。</li> </ol>
びん	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 内容品が入っていないことを確認すること。</li> <li>② 処理業者に配送し、リサイクルを行うこと。</li> </ol>
ペットボトル	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 内容品が入っていないことを確認すること。</li> <li>② ラベル、キャップがついたままの場合、再分別を行うこと。</li> <li>③ 圧縮など効率的に保管や搬出できるよう対策を講じること。</li> <li>④ 博覧会協会が指定する処理業者によりリサイクルを行う場合</li> </ol>

	には、博覧会協会と協議の上、個別に保管、引き渡す等の対応を行うこと。
ペットボトル キャップ	① ペットボトルキャップのみを集約し、処理業者に配送すること。 ② 処理業者にて、マテリアルリサイクルを行うこと。 ③ マテリアルリサイクルできない場合には、プラスチック類として処理を行うこと。
ペットボトル ラベル	① プラスチック類として処理を行うこと。
発泡スチロール 発泡トレイ	① 食品残渣等で汚れている場合は、洗浄を行うこと。 ② 博覧会会場内で減容処理を行い、処理業者に配送すること。 ③ 処理業者にて、リサイクルの優先順位を踏まえてリサイクルを行うこと。
プラスチック類	① プラスチック以外の混入がないか確認すること。 ② 博覧会会場内において洗浄装置(温水や洗剤使用不可)を設置する等、食品残渣等の汚れを落とすこと。 ③ 脱水装置を設置する等により水分を取り、必要に応じて前処理を行った上で、処理業者に配送すること。 ④ 処理業者にて、リサイクルの優先順位を踏まえてリサイクルを行うこと。
[堆肥化可能な食 器類]	① 堆肥化可能な食器類を使用した参加者が自らの責任で分別し集約したものをサブストックヤードにて受け入れる。 ※博覧会協会が指定する処理業者により堆肥化を行う場合は、博覧会協会と協議の上、個別に保管、引き渡す等の対応を行うこと。
段ボール	① 畳んだ状態で参加者から受け入れすること。 ② 処理業者に配送すること。 ③ 処理業者にて、マテリアルリサイクルを行うこと。
紙類 (再生可能なもの)	① 再生処理に向かない紙類の混在をチェックし、排除すること。 ② フレコンバック等に集めて、処理業者に配送する準備を行うこと。 ※博覧会協会が指定する処理業者により処理を行う場合は、博覧会協会と協議の上、個別に保管、引き渡す等の対応を行うこと。
[紙おむつ]	① 休憩所等の限定した施設で紙おむつのみを選別して回収すること。 ② 紙おむつをリサイクル実証実験として、個別に保管し、運営参加協賛者に引き渡すこと。

汚泥(グリストラップ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① グリストラップから排出する、汚泥（油分を多く含む場合には廃油と汚泥の混合物）を集約すること。</li> <li>② 産業廃棄物「汚泥」（または「廃油」及び「汚泥」）として、処理業者に配送すること。</li> </ul>
木製パレット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 木製パレットとして分別し、集約すること。</li> <li>② 産業廃棄物「木くず」として、処理業者に配送すること。 処理業者にて、燃料以外のチップ化を優先したリサイクルを行うこと。</li> </ul>
[割り箸]	<ul style="list-style-type: none"> <li>① キッチンカー周辺で使用した参加者が自らの責任で分別し集約したものをサブストックヤードにて受け入れする。</li> <li>② 個別に保管し、博覧会協会が指定する処理業者に引き渡すこと。</li> <li>③ ②以外については、「燃やすごみ」（事業系一般廃棄物）として集約し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。</li> </ul>
燃やすごみ ※事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>① リサイクル可能品が含まれていないことを確認すること。</li> <li>② リサイクル可能品については、上記の分別区分毎に処理すること。</li> <li>③ 特にプラスチック等の産業廃棄物の混入がないよう分別すること。</li> <li>④ 堆肥化不可能の生ごみ、再生処理に向かない紙類は、燃やすごみとする。</li> <li>⑤ 燃やすごみとして集積し、一般廃棄物収集運搬業者（※）に引き渡すこと。</li> <li>⑥ 引渡し時間は、原則として 23:00～翌 6:00 とする。</li> </ul> <p>※一般廃棄物収集運搬業者は別途博覧会協会が事業者を選定するため、その者と連携すること</p>
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内容品を確認し、上記の分別区分が含まれていないか確認し、含まれる場合は上記の分別区分毎に処理すること。</li> <li>② 傘等は分解して、上記の分別区分に再分別可能かを確認し、可能なものは再分別を行うこと。</li> <li>③ 再分別不可能なものは、産業廃棄物として、その種類に応じた処理業者に配送すること。</li> <li>④ 処理業者では、環境に配慮した適切な処理を行うこと。</li> </ul>
燃やさないごみ (混合廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 破袋し、内容品を再分別すること。</li> <li>② 再分別した分別区分で処理を行うこと。</li> <li>③ 再分別不可能なものは、産業廃棄物として、その種類に応じ</li> </ul>

	<p>た処理業者に配送すること。</p> <p>④ 処理業者では、環境に配慮した適切な処理を行うこと。</p>
--	---------------------------------------------------------

- ・リサイクルの優先順位は、以下のとおりとする。
  - 〈1〉 マテリアルまたはケミカルリサイクル
  - 〈2〉 〈1〉のリサイクルが困難な場合には、RPF化
  - 〈3〉 サーマルリカバリーは不可
- ・リサイクルを行う処理業者への輸送は、使い捨てではない容器(機器)による輸送を行うこと。
- ・受託者はそれぞれの廃棄物の処理業者を調査検討し、そのリサイクル内容、処分費用、及び運搬費用について明確にして、博覧会協会と協議の上で決定すること。処理業者・収集運搬業者と業務提携をして提案を行う場合は、「(様式6-1)業務提携届出書」を提出すること。
- ・上記の分別区分別処理以外においても、運営参加協賛者等が廃棄物をリサイクル、処理を行う場合には、博覧会協会と協議の上、その処理等の対応を行うこと。
- ・産業廃棄物処理業者は、電子マニフェストに対応していること。また、優良産廃処理業者認定制度における認定を受けていることが望ましい。

## 6. 必要とする主な資機材

資機材は、受託者が準備し、設置場所で利用できる状態にするともに、会期中の整備メンテナンスも受託者が対応する。会期終了後は、撤去まで受託者の責任で実施すること。数量は、最低限必要となる数量を記載している。

(協会準備)と記載があるものは、協会で準備予定のものであり、それを受託者が準備する資機材に充てることとする。なお、数量は調整中のため、博覧会協会と協議の上で対応すること。

※来場者が見ることができる資機材に表示された企業名やロゴマークはマスキングが必要となる(バックヤードでの使用は除く)。なお、協賛(運営参加)提案の資機材については協賛特典(名称表示権)による。

※(協会準備)のうち数量(予定)と記載があるものは、必要に応じて受託者が準備すること。運営参加(協賛)の協議が整った場合、博覧会協会と協議の上、資機材に充てることとする。

※協賛(運営参加)提案がある場合は、公募要領「11. 協賛(運営参加)提案の受付」を参照

### (ア) 清掃管理センター (2ヶ所)

Cd	物品名	数量	備考
ア-1	電子マニフェスト	一式	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターの登録及び利用料金
ア-2	事務什器	一式	
ア-3	消耗品	一式	
ア-4	無線機	一式	清掃管理センター、サブストックヤード、3Rステーションとの連絡用。会場内での無線機器の利用にあたっては、混線を防ぐため、別途協議が必要。
(協会準備)	電動キックボード	14台	各施設との移動用
(協会準備)	A3複合機	2台	
(協会準備)	壁掛けホワイトボード	2枚	
(協会準備)	電気ポット	2台	

## (イ) サブストックヤード (11ヶ所)

Cd	物品名	数量	備考
イ-1	プレハブ冷蔵庫(1.5坪)	11基	生ごみ保管用
イ-2	ごみ計量システム	11台	分別区分別 排出者別計量システム
イ-3	ウエイストペール	700台	生ごみ回収台車(80~120ℓ 想定)
イ-4	ペール缶	必要数	廃食用油回収用 処理業者において用意する等により 調整、準備すること
イ-5	かご台車	440台	分別区分ごとに場内搬送用
イ-6	ごみ回収自動追従型台車	21台	
イ-7	コンテナボックス	330個	びん類搬送用(120ℓ 想定)
イ-8	壁掛けホワイトボード	11枚	
イ-9	清掃備品	一式	
イ-10	事務什器	一式	
イ-11	消耗品	一式	
(協会準備)	ごみ回収自動追従型台車	1台 (予定)	
(協会準備)	スポットクーラー	11台	
(協会準備)	オゾン消臭装置	11台	
(協会準備)	A3複合機	11台	
(協会準備)	電気ポット	11台	

## (ウ) 3Rステーション (50ヶ所を想定)

cd	物品名	数量	備考	
ウ-1	3Rステーション	50ヶ所	(標準ごみ箱配置例)	
			空きびん&空き缶	1個
			ペットボトル	1個
			ペットボトルキャップ	1個
			プラスチック類	1個
			生ごみ	1個

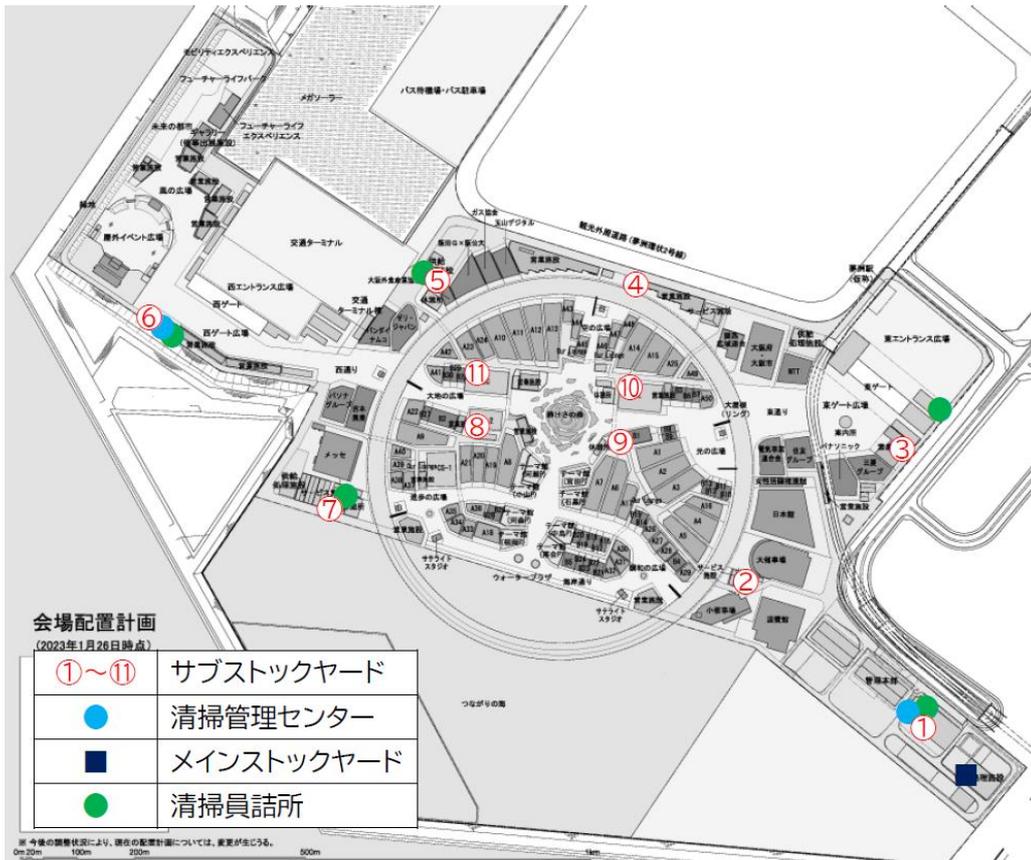
			飲み残し水	1 個
			紙類	1 個
			燃やすごみ	1 個
			燃やさないごみ	1 個
ウ-2	ボトルキャップ用ごみ箱	50 個	3 R ステーション配置用	
ウ-3	生ごみ用ごみ箱	50 個	3 R ステーション配置用	
ウ-4	飲み残し水用ごみ箱	50 個	3 R ステーション配置用、タンク式	
ウ-5	同上 入れ替え用タンク	50 個		
ウ-6	ごみ箱	200 個	3 R ステーション配置用 下記 協賛品以外に準備する数量（協賛の状況により増減する可能性あり）	
ウ-7	ごみ箱サインデザイン	450 個	ピクトグラム等(協賛の状況により減少する可能性あり)	
ウ-8	ごみ回収台車	必要数	配置人員、回収方法により必要数量を準備すること	
ウ-9	ごみ袋	必要数	協賛の状況により減少する可能性あり	
ウ-10	清掃用品	一式	3 R ステーション清掃用	
ウ-11	ユニフォーム	一式	3 R ステーション巡回回収作業員用	
(協会準備)	動くごみ箱	4 台	リング上を巡回運行するごみ箱	
(協会準備)	ごみ箱	100 個	生ごみ、飲み残し水及びキャップ用ごみ箱除く	
(協会準備)	スマートごみ箱	10 個 (予定)	生ごみ、飲み残し水及びキャップ用ごみ箱除く	

(エ)メインストックヤード

Cd	物品名	数量	備考
エ-1	プレハブ冷蔵庫(3坪)	1 基	生ごみ保管用
エ-2	生ごみ堆肥化処理機	一式	3 トン/日の処理能力を有すること
エ-3	選別ベルトコンベア	一式	プラスチック類・その他選別業務用
エ-4	洗浄脱水装置	一式	プラスチック類向け
エ-5	発泡スチロール減容機	一式	発泡スチロール向け
エ-6	トラックスケール	一式	搬出数量計量システム
エ-7	電気フォークリフト	一式	車両積卸作業用

エ-8	樹脂パレット	一式	場外搬送用具として
エ-9	洗車機	1台	車両、容器等洗浄用
エ-10	集積保管用機材	一式	メインストックヤードでの集積時
エ-11	業務消耗品	一式	搬送用フレコンバック等
エ-12	清掃備品	一式	
エ-13	事務什器	一式	
エ-14	消耗品	一式	
(協会 準備)	スポットクーラー	4台	
(協会 準備)	オゾン消臭装置	4台	
(協会 準備)	A3複合機	1台	
(協会 準備)	壁掛けホワイトボード	1枚	
(協会 準備)	電気ポット	1台	

## 7. 廃棄物関連施設の配置

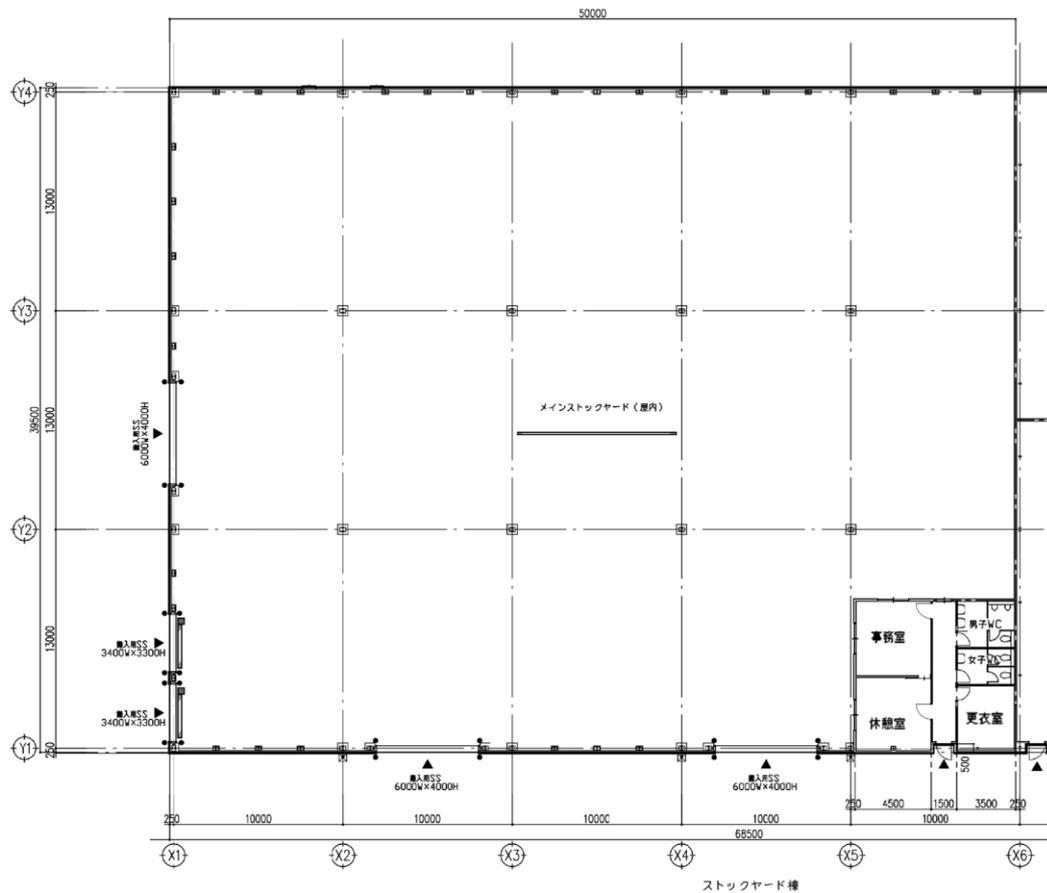


**会場配置計画**  
(2023年1月26日時点)

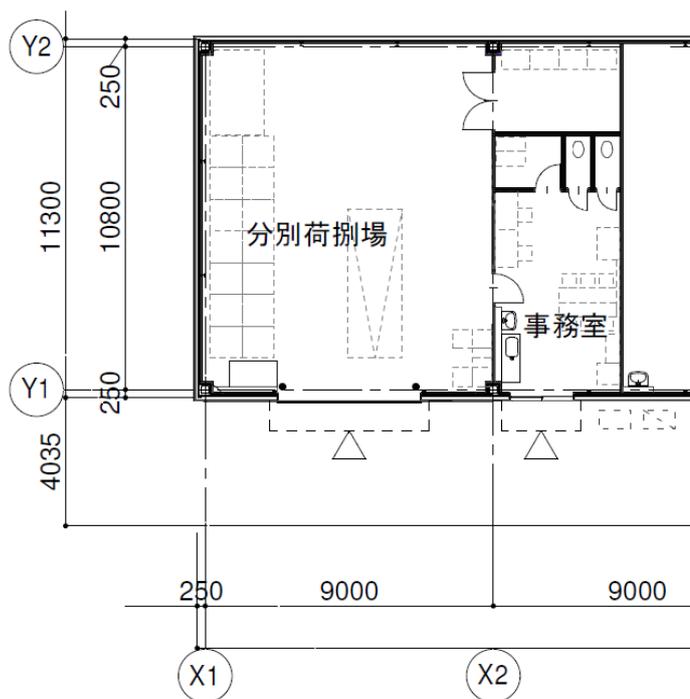
①~⑪	サブストックヤード
●	清掃管理センター
■	メインストックヤード
●	清掃員詰所

※ 今後の開催状況により、現在の配置計画については、変更が生じる。  
0m 20m 100m 200m 500m

8. メインストックヤードの平面図



9. サブストックヤードの平面図(例)



10. 清掃管理センター平面図 (例)

